

関東地方知事会 警察物品等の共同調達検討部会の設置について

1 内 容

スケールメリット等を生かした調達によるコスト削減や事務の効率化等を図るため、1都9県がそれぞれ購入している警察物品等を集約して購入する共同調達の実施について検討する。

2 経 緯

1都9県がそれぞれ購入していた警察物品等を集約し購入する共同調達の導入に向けて、埼玉県より会議体の設置を提案、各都県の賛同を得て、部会として設置が決定

3 進め方

(1) 組織

- 部会は各都県の企画担当部署、財政担当部署、入札担当部署、警察担当部署など各都県の調達等を所管する部署により構成
- 部会の座長及び事務局は埼玉県が担当

(2) 検討内容

- スケールメリット等を生かした調達によるコスト削減や調達事務の効率化等を図るため、警察物品等や入札に係る関係規定、幹事団体の役割など、共同調達を実施するに当たっての課題等について検討

(3) アウトプット

- 各取組事項について連携して検討を行い、共同調達等の成果を取りまとめ

(4) スケジュール

令和7年5月	関東地方知事会 春会議において設置決議
令和7年6月～	部会を開催
令和7年10月	秋会議にて、令和8年度共同調達方針を決定
令和8年2月	共同調達に参加する各都県において、共同調達を含む 令和8年度当初予算案を提案
令和8年4月～	共同調達の実施、部会において課題及び改 善点を検討 秋会議にて、成果を報告

関東地方知事会 警察物品等の共同調達検討部会設置要綱

（目的）

第1条 スケールメリット等を生かした調達によるコスト削減や事務の効率化等を図るため、1都9県がそれぞれ購入している警察物品等を集約して購入する共同調達の実施について検討する警察物品等の共同調達検討部会（以下「部会」という。）を関東地方知事会に設置する。

（検討事項）

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- （1） 共同調達に適当な警察物品等に関する事項
（警察物品のほか、順次それ以外の物品についても広く検討）
- （2） 入札及び契約に係る関係規定に関する事項
- （3） 幹事団体の役割等に関する事項
- （4） 共同調達実施に向けた情報共有に関する事項
- （5） その他共同調達の実施に向けて必要な事項

（構成）

第3条 部会は、関東地方知事会構成都県の企画担当部署、財政担当部署、入札担当部署、警察担当部署など各都県の調達等を所管する部署の課長級職員をもって構成する。なお、必要に応じて課長級職員以外の職員の代理出席も可能とする。

2 部会に座長を置く。

3 座長は、構成員の互選により定める。

（座長の職務）

第4条 座長は、会務を総理し、必要に応じて部会を招集する。

（事務局）

第5条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、座長の所属する都県の担当課がこれにあたる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。